第68条の84第1項又は第4項	10364	法規別表十三（八）「18」の欄の金額（同欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）又は同表「26」の欄の金額（同欄の金額を超える場合には、同表「32」の欄の金額）
平成23年旧措置法第68条の85第1項又は第4項	10262	法規別表十三（八）「35」の欄の金額（同欄の金額を超える場合には、同表「42」の欄の金額）
第68条の85第1項又は第4項	10365	法規別表十三（八）「35」の欄の金額（同欄の金額を超える場合には、同表「42」の欄の金額）

様式第二の記載要領第四号の表特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例の項中「第68条の85の3第1項又は第4項」を「第68条の85の2第1項若しくは第4項又は平成23年旧措置法第68条の85の3第1項若しくは第4項」に、「法規別表十三（十）」を「法規別表十三（九）」に改め、同表平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の項中「第68条の85の4第1項又は第7項」を「第68条の85の3第1項若しくは第7項又は平成23年旧措置法第68条の85の4第1項若しくは第7項」に、「法規別表十三（十一）」を「法規別表十三（十）」に改め、同表技術研究組合の所得計算の特例の項及び特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項を次のように改める。

技術研究組合の所得計算の特例	平成23年旧措置法第68条の94第1項	10265	法規別表十三（十一）「5」の欄の金額（同欄の金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同表「7」の欄の金額）
	第68条の94第1項	10366	法規別表十三（十一）「5」の欄の金額（同欄の金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同表「7」の欄の金額）
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	平成23年旧措置法第68条の95第1項	10266	法規別表十（九）「31」の欄の金額
	第68条の95第1項	10367	法規別表十（九）「31」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表社会保険診療報酬の所得計算の特例の項中「法規別表十（七）」を「法規別表十（九）」に改め、同表農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例の項を次のように改める。

農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	平成23年旧措置法第68条の101第1項	10270	法規別表十（九）「22」の欄の金額
	第68条の101第1項	10368	法規別表十（九）「22」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表転廃業助成金等に係る課税の特例の項中「法規別表十三（十三）」を「法規別表十三（十二）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第百二十七号の改正規定、同号を同条第百八十四号とし、同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第百七十一号に係る部分に限る。）、同条第八十四号を同条第百二十一号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第百二十二号に係る部分に限る。）、同条第五十一号の改正規定、同号を同条第七十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第五十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第六十号に係る部分に限る。）、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における認定法人の連結所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部分に限る。）及び同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項の次に次のように加える部分に限る。）、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部分に限る。）及び同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項の改正規定　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日

二　第二条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第百七十号の次に二号を加える部分（第百七十一号に係る部分を除く。）に限る。）、同条第四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第五十九号の次に二号を加える部分（第六十号に係る部分を除く。）に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部分を除く。）及び様式第二の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部分を除く。）　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）の施行の日

三　第二条第九十八号の改正規定、同号を同条第百四十六号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百四十六号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第二十一号の改正規定、同号を同条第三十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第三十五号の次に一号を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

四　第二条第九十一号を同条第百三十三号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第百三十五号に係る部分に限る。）、同条第十四号を同条第二十二号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第二十四号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日